

28 八行行発第 88 号
平成 29 年 3 月 17 日

八王子市監査委員	伊藤	達夫	殿
同	矢野	和利	殿
同	水野	淳	殿
同	鈴木	勇次	殿

八王子市長 石 森 孝 志

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成28年度

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執行について
指摘項目	認可外保育施設に対する指導監督要綱
指摘事項	対象要綱第15条の根拠法令について
指摘内容 (要旨)	当該要綱では、保育施設での長期滞在児童の報告があった場合の児童相談所等による他施設への入所等の措置を規定している。しかし、同規定は市民の権利義務に関する事項であるにも関わらず、根拠法である児童福祉法に規定はないため、速やかに削除すべきである。
措置内容	要綱第15条（長期滞在児についての措置）の規定は、根拠法に規定はないため削除する。 なお、現場における実際の対応としては従前どおりとし、保育施設での長期入所児童の報告があった場合には、児童相談所に連絡を行い、児童福祉法第12条第2項の規定に基づき児童相談所が業務として実施する。
措置時期	平成28年12月1日
所管部課	子ども家庭部保育幼稚園課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市保健所難病保健医療福祉調整会議開催要綱
指摘事項	要綱改正の検討について
指摘内容 (要旨)	本会議は難病保健医療福祉活動を総合的かつ効果的に推進することを目的としており、会議のメンバーは法律によって、「関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者」と定められている。その趣旨は、難病の治療は長期に及ぶことから、医療・福祉体制はもちろんのこと、教育を受ける環境や就職環境の整備についても努力を図るべきものと考えられる。 一方、本要綱で定める会議の検討事項「難病患者への支援体制及び体制の整備に関すること。」は曖昧な表現となっている。法の趣旨を鑑み、この規定を「難病患者への教育ないし雇用に関しての支援並びに環境整備に関すること」と改善し、さらに、「その他難病の患者への支援体制及び体制の整備に関すること」を追加することを検討されたい。
措置内容	要綱に定める当該会議における検討事項について、（1）「難病の患者に対する医療の確保及び提供体制に関すること」、（2）「難病保健医療福祉事業の推進に関すること」、（3）「難病患者への教育ないし雇用に関しての支援並びに環境整備に関すること」、（4）「その他、難病の患者への支援体制及び体制の整備に関すること」に改正し、明確化を図った。
措置時期	平成28年12月1日
所管部課	健康部保健対策課